

一般社団法人日本物理療法学会 選挙規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)の定款第13条第1項～第6項、第22条第1項及び第24条第1項に基づき、代議員及び役員を選出に関する事項をこの規則に定め、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、当該選挙運営の公正を保ち、当該選挙に係わる一切の権限と責任をもつ。

2. 選挙管理委員は、理事長が正会員の中から任命する。立候補者が欠員の場合も、理事長が推薦する。
3. 選挙管理委員会は、3名の委員をもって構成し、委員長を1名置く。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選とする。
5. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括する。
6. 選挙管理委員が、当該の選挙に立候補する場合には、選挙管理委員を辞任しなければならない。

(任期)

第3条 選挙管理委員の任期は2年とする。

- 2 選挙管理委員に欠員が生じた場合、第2条第2項により選出された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 選挙管理委員の委嘱は、理事長が行う。

(職務)

第5条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、正会員あてにその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受け付けについて
- (4) 立候補一覧、選挙方法の周知について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は選挙すべき代議員又は役員の定員を告示し、立候補を受け付け、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、立候補締め切り日から7週(49日)以前とする。

- (2) 立候補受付開始日は、立候補締め切り日から6週（42日）前とする。
- (3) 立候補受付締め切りは、締め切り日の正午とする。
- (4) 投票に関する情報の発送は、投票日から2週（14日）以前とする。

（選挙人）

第7条 選挙人は、選挙告示日時点において正会員として登録されている者とする。

（被選挙人）

- 第8条 代議員及び役員候補者選挙の被選挙人は、選挙告示日時点において正会員として登録されている者とする。
2. 立候補の届出は、選挙管理委員会にて定められた様式を用いなければならない。

第4章 開票・選挙結果の公表

（開票）

第9条 開票は選挙管理委員会が行う。

（選挙結果の公表）

第10条 選挙管理委員会は、代議員及び役員候補者選挙の結果を速やかに公表する。

（当選証書の発行）

第11条 選挙管理委員長は、代議員及び役員の選出後、速やかに当選証書を発行する。

第5章 代議員選挙

（定義）

第12条 この規定にいう代議員とは、定款第13条第1項～第2項に定める社員をいう。

（投票の方法）

- 第13条 代議員の選挙は、正会員による無記名投票により行う。
2. 投票は、選挙管理委員会の所定の方法により行うものとする。
 3. 投票は、定数内連記投票とする。

（選出の方法）

- 第14条 代議員の選出は、以下の各号による。
- (1) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
 - (2) 当選最下位同数得票者については、開票終了後、速やかに選挙管理委員が指定した場所において、立候補者によるくじにより、当選人を決定する。
 - (3) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

第6章 役員候補者選挙

（定義）

第15条 この規定にいう役員とは、定款第22条第1項に定めるものをいう。

（投票の方法）

第16条 理事及び監事の役員候補者の選挙は、代議員による無記名投票により行う。

2. 投票は、選挙管理委員会の所定の方法により行うものとする。
3. 投票は、定数内連記投票とする。

(理事候補者・監事候補者選出の方法)

第17条 理事及び監事候補者の選出は、以下の各号による。

- (1) 定款第15条第2号により代議員による役員候補者選出投票を行い、当選者を役員候補者として代議員総会に付議する。
- (2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
- (3) 当選最下位同数得票者については、開票終了後、速やかに選挙管理委員が指定した場所において、立候補者によるくじにより、当選人を決定する。
- (4) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

第7章 雑則

(選挙広報)

第18条 選挙管理委員会は、代議員及び役員候補者選挙に関する広報を、この法人のホームページ、文書等により行う。

(改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は、平成31年2月1日より施行する(平成31年1月31日 理事会議決)。